

市長からのメッセージ

社会の情報化・国際化の発展に伴い、悪質商法や特殊詐欺などの手口は年々巧妙になっています。さらに、新型コロナウイルス感染症を契機とした、新しい生活様式の普及に伴い、通販や電子決済の利用が増え、インターネット関連の消費者トラブルが増加傾向にあり、手口も複雑化しています。

本市におきましては、このような日々生まれ続ける狡猾な手口に、先手先取で対応すべく、消費生活センターの相談体制の充実を図っているところです。また、消費生活相談員の知識習得や相談技術の向上、さらには出前講座などの消費者啓発の強化にも、なお一層努めてまいります。

今後も、地域に根ざした活動を展開していただいている消費生活サポーターの皆さんと連携をとりながら、市民の皆さまの安全・安心な生活のため、消費者行政の強化に取り組んでまいります。

大野城市長 井本 宗司

12月は 福岡県悪質商法 撲滅月間です



あなたの身近に こんなトラブル、ありませんか

SNS・動画サイトの広告から 商品を購入したらトラブルに!

SNSに洋服が安く出ているので注文し、代引きで6000円支払った。商品が届いたが、注文した洋服とは柄もサイズも全く違うものだった。苦情のメールをするが返信がない。

アドバイス

SNSや動画サイトの、大幅な値引きや商品の効果を過剰にうたう広告を見て注文したが、連絡が取れないなどのトラブルが増えています。安易に注文せず、事前に特定商取引法に基づく表記(事業者名、責任者名、住所、電話番号、返品に関する事項など)を確認しましょう。

携帯電話やスマートフォン決済への 不正ログイン

クレジットカードの請求明細を確認したら、身に覚えのない請求があった。調べてみるとスマートフォン決済のアカウントに不正ログインされていた。

アドバイス

簡単なパスワードを設定していたり、使いまわしたりすると、アカウントに不正ログインされる恐れがあります。定期的なパスワードの変更や、二段階認証の設定をしましょう。



市消費生活センターの相談件数

年代別	相談件数
20歳未満	9
20代	57
30代	99
40代	149
50代	192
60代	152
70歳以上	269
その他・不明	53
合計	980

(令和2年度)

悪質商法の被害に遭わないために

安い・無料・絶対もうかるなどの甘い言葉に惑わされず、それが本当に必要なものか、適正な価格なのかを考えたり調べたりしましょう。

巧妙に作られた偽メールやサイトは真偽の見極めが非常に困難です。少しでも不審に思ったり、判断がつかなくなったりする場合は、一人で悩まず、消費生活センターに相談しましょう。

市消費生活相談 (予約不要)

◇市消費生活センター (市役所新館4階)

平日午前9時半～正午・午後1時～4時半 ☎(580)1968

◇消費者庁消費者ホットライン ☎188 (局番なし)

●問い合わせ先

安全安心課生活安全担当 ☎(580)1897